

演習  
問題

架空配線に関する記述として、「有線電気通信法令」上、誤っているものを全て選べ。

- ①横断歩道橋の上に架空配線を行うにあたり、その架空配線の横断歩道橋の路面からの高さを2.5mとする
- ②道路の縦断方向に架空配線を行うにあたり、その架空配線の路面からの高さを4.5mとする
- ③鉄道を横断する架空配線を行うにあたり、その架空配線の軌条面からの高さを5.5mとする
- ④河川を横断する架空配線を行うにあたり、その架空配線を舟行に支障を及ぼすおそれがない高さとした

## ポイント

架空配線を行うにあたり、周囲環境との離隔距離の設問である。鉄道や道路には建築限界という概念があり、それら交通側から見た場合の周辺インフラは、当然に建築限界の外側になければならない。

## 解 説

架空配線が道路や鉄道、河川等を横断する場合には、当然ながら、その下を行き交う交通に支障を与えないように、干渉しない高さに施設しなければなりません。このうち、道路と鉄道に関しては、具体的な数値が定められています。

横断歩道橋の上に架空配線を設ける場合には、歩道橋の路面から3m以上の高さにする必要があります。目安としては、大人がジャンプしても届かない程度の高さとなります。

したがって、①は誤りです。

同様に道路上の場合も、路面から5m以上の高さにしなければなりません。道路法での車両の最大高さが3.8mですから、1m強の余裕を設けてあることとなります。②も誤りです。

設問では「道路の縦断方向」とありますが、横断する場合も縦断も同じ条件となります。大型車両が道路から沿道の駐車場に進入するケースを想定すれば、理解しやすいでしょう。



歩道橋上部の架空配線の例



道路横断架空配線の例